

新潟県国民健康保険団体連合会
理事会議事録

令和 6 年 7 月 12 日
自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人の出席 8名
書面による出席 8名

開会 午後1時25分

開会宣言

渡邊総務課長補佐が開会宣言を行う。

理事長挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 二階堂理事長】

何かとご多用の中、ご出席をいただき、大変ありがとうございます。また、日頃から本会の業務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げます。

昨年度は、皆さんのおかげで、診療報酬審査支払手数料の引上げにつきまして、可決、ご承認をいただきましたので、今年度からはそのように取り計らいしておりますが、国保を巡る環境は何一つ明かりが見えるような状況ではありません。

新聞を通して知った情報ではありますけれども、パート、或いは非正規社員の方が、国保から社保に移動するような情報があるようです。それでなくとも、国保の分母が小さくなっていくのに、そこにまた被保険者が移動させられることになると、我々にとっては問題であり、その一方では、生活保護受給者の皆さん方が、今度、国保の方にご加入いただくというようなことが言われております。これについては、私たち全国市長会で「それはないでしょう。」と反対の声をあげております。この方たちは現在、保険料の負担はないようありますが、この辺もしっかりと目を見開いて見ていかなければならぬと思っております。

当然ではありますけれども、今、いろいろな意味でIT化・AI化ということもありまして、クラウド化等が國の方針で進められており、今後「全国標準システム」の開発費用やクラウド化に要する費用が連合会に対してかかることになると、私ども関係者についても、それに対する負担も当然増えます。

更に、今年の10月からは、銀行手数料が間違いなくかかるということです。事務局に聞きましたら、「年間2,000万円ほど手数料が発生するのではないか」という話もあります。当然、連合会が負担ということになりますと、我々市町村も、手数料を負担するということになります。右から左からと、国保運営に好ましいような光のある情報がないわけではありません。

我々に与えられた責務は大変大きいです。一層の行政改革を含め、見直しをやりながら、しっかりと皆さんと心して運営にあたっていきたいと思っております。

今日は令和5年度「事業報告(案)」並びに「会計決算(案)」などをご審議いただき、第156回通常総会に向けての審議であります。

皆さん方からご審議をいただき、ご承認をいただき総会に向かっていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

議事

【議長 二階堂理事長】

それでは、早速でありますけれども進めさせていただきます。

まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りをいたします。

差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。よって私から指名させていただきます。柏崎市の櫻井市長さん、五泉市の田邊市長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは議案審議に入ります。まず始めに、報告承認事項の(1)「役員の補充選任報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井です。

日頃から本会の事業運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

また、本日は大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。

それでは、報告承認事項(1)「役員の補充選任報告について」ご説明いたします。着座にて失礼します。資料No.1をお手元にご用意願います。

本会副理事長でございました田中阿賀野市長のご退任に伴い、県市長会からご推薦いただいた田邊五泉市長に令和6年5月14日付けで理事を委嘱したことをご報告します。

以上でございます。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明がありました、報告承認事項の(1)につきまして、何かご意見ご質問等がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、説明のとおりご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。よって通常総会にそのように報告をいたします。

続きまして、報告承認事項(2)「規則の一部改正について」事務局から説明してください。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(2)「規則の一部改正について」ご説明いたします。資料No.2 の 1 ページをお開き下さい。

令和 6 年 3 月 29 日、二階堂理事長より専決処分として決裁をいただいた案件のご報告で、規則の見直しに伴う一部改正です。事務局組織規則ですが、DX環境整備に一定程度目途がつき、デジタル改革推進室を令和 6 年度組織の改編にて廃止するものでございます。

以上で説明を終わります。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました、報告承認事項の(2)につきまして、何かご質問ご意見等がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようあります。それでは只今の説明のとおり、ご承認いただきたいと存じますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。

次に、報告承認事項(3)「令和 5 年度各会計歳入歳出予算の補正について」であります。

事務局から説明してください。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(3)「令和 5 年度各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明します。資料No.3 の 1 ページをお開き下さい。

こちらも令和 6 年 3 月 29 日、二階堂理事長より専決処分として決裁をいただいた案件のご報告です。

介護保険事業特別会計第四次補正で、公費負担医療等の支払勘定 1,648 万円の増額補正是、生活保護公費負担医療費が見込みより増加したためでございます。

以上で説明を終わります。

【議長 二階堂理事長】

只今の事務局からの説明に対し、何かご意見ご質問等があれば発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

ご質問等ないようであります。それでは只今の説明のとおりご承認をいただき、通常総会に報告したいと思いますが、ご意見ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。それでは通常総会にそのように報告させていただきます。

次に、報告承認事項の(4)「令和6年度各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項(4)「令和6年度各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明します。資料No.4の1ページをお開き下さい。

こちらも令和6年3月29日、二階堂理事長より専決処分として決裁をいただいた案件のご報告で、一般会計第一次補正にて55万8千円を増額補正したものです。

国の総合経済対策である「介護職員等の待遇改善支援事業」において、国は都道府県を通じ介護事業所等へ補助金を交付し、本会が交付額の算出事務を県から受託することによる事務費等の補正でございます。

以上で説明を終わります。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明がありました、報告承認事項(4)につきまして、ご意見ご質問等がございましたら発言をお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようであります。それでは、説明のとおりご承認いただき、通常総会に報告したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。よって、通常総会にそのように報告させていただきます。

続きまして、議決事項に移ります。

議決事項(1)「令和5年度事業報告(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(1)「令和5年度事業報告(案)について」ご説明いたします。資料No.5の1ページをお開きください。

説明は、令和5年度の特徴的な事柄、続いて事業方針に掲げた8つの重点事項と一般状況をご説明いたします。

なお、大変恐縮でございますが、お時間の関係もあり、特に重要な部分のみの説明となりますことをお許し下さい。

令和5年度事業運営では「保険者の共同体」としての責務を認識し、保険者の信頼と負託に応えるべく、様々な事業に取り組み、各種保険者支援を展開して参りました。

一つ目の○は「財政運営」についてでございます。お示しましたグラフのとおり、国保は被保数減少に伴う、レセプト、いわゆる医療機関等から請求される診療報酬明細書の取扱件数減少による手数料減収が続き、国保会計の診療報酬審査支払特別会計の事務費でございます業務勘定の単年度収支は、昨年度に引き続き赤字でございました。

後期高齢者では、団塊の世代の75歳到達により被保数は増加しておりますが、取扱件数は新型コロナウィルス感染症の影響が大きく、後期高齢者医療特別会計業務勘定の単年度収支は5年連続の赤字でございました。

グラフの下の二つ目の○は「国保総合システムと審査支払手数料」についてです。国保総合システムに関し、記載がございませんので少し説明させていただきます。

このシステムは全国標準システムとして、全国国保連合会を会員としてとりまとめる国保中央会が開発し、全連合会や全国の保険者で運用されている重要な基幹システムでございます。このシステムが止まりますと、国保・後期高齢者の医療費の審査支払や、保険者での関連事務ができないなど、極めて公共性の高い社会インフラ的システムでございます。

本文に戻りますが、このシステムは、「国方針によるクラウド化」、規制改革実施計画等を起因とする「社保の審査支払機関である支払基金との共同開発・共同利用化」が求められ、開発・運用費用が増大し、開発元の国保中央会への各種負担金、開発費については国庫補助が交付されますので主に運用費でございますが、今年度から大幅な引き上げとなっております。

これを受けまして、昨年度までは赤字決算が続いても保険者負担増を回避するため、繰越金等の充当で手数料を据え置きとさせていただいておりましたが、令和6年度以降の対応が困難となることから、今後3年間の収支見通し等をもとに、令和6年度から審査支払手数料等の改定をお願いしており、先ほどの財政運営でご説明した国保・後期高齢者医療特別会計の単年度収支赤字は、今年度からお願いいたしました手数料改定により解消される見込みでございます。

こちらも記載はございませんが、手数料改定をお願いする際、国保総合システムの第二段階の更改につきましては、令和8年度運用開始とご説明しておりましたが、現在、厚労省・デジタル庁・支払基金・国保中央会での要件整理の調整が難航し、運用開始の見通しが立たず遅れるとの状況でございます。

2ページをご覧ください。「第1重点事項の主な取組」で、令和5年度事業計画で掲げた8つの重点事項をご説明いたします。

「1 保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」は、各保険者の共通事務の一元的処理による負担軽減、事務の標準化や共同処理によるスケールメリットによる経費節減等が目的でございます。主な事業を記載してございますが、事業の実績は、20ページ、21ページに記載し

ております。お時間の都合で説明は割愛させていただきますが、後ほどご確認をお願いいたします。

続いて「2 保険者が行う保健事業への支援」になります。3 ページをお開きください。

一つ目の○の国保・後期高齢者ヘルスサポート事業では、保健事業支援・評価委員会にてデータヘルス計画等の計画策定、評価指標に対する有識者からの助言、二つ目の○以降になりますが、システムや医療費分析を活用した保健事業支援や、特定健診受診率向上支援事業ではナッジ理論の活用などによる事業を実施いたしました。事業の詳細、実績は 22 ページに記載してございます。

4 ページをご覧ください。中ほどの「3 診療報酬等の審査及び支払業務の充実・強化」では、厚労省等が策定いたしました改革工程表に沿って、審査基準の全国統一等に向け、県医師会など関係機関と協議・調整を行い、全国統一のコンピュータチェック等の活用により、業務の充実・強化と円滑な支払業務に努めました。詳細につきましては、28 ページから 30 ページに記載してございます。

5 ページをお開きください。「4 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営」では、診療報酬審査支払業務をはじめ、各種受託業務を広域連合と連携を図り円滑に進めました。事業詳細、実績等は 26 ページに記載してございます。

「5 県受託事業の円滑な実施」では、県国保ヘルスアップ支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種費用請求支払業務を受託しております。

6 ページをご覧ください。「6 介護保険並びに障害者総合支援関係業務の円滑な運営及び共同事業の拡充」では、増加する給付費等の請求に適切に対応するため、介護保険等審査支払システム等により、迅速・確実な審査支払を実施いたしました。実績等は 33 ページ、34 ページに記載しております。

「7 DX の推進」は、本会庁内 DX 化に取り組み、庁内システムのクラウド化、職員端末モバイル化を進め、電子決裁等、各種業務の効率化を進めて参りました。

「8 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底」では、本会理念の「保険者の共同体として国民健康保険の発展に貢献する」の実現に向け、職員育成を図り、コンプライアンス徹底では意識向上に向けた規程等の再確認と、個人情報保護マネジメントシステムに則り、個人情報保護の重要性を確認し徹底しております。重点事項の説明は以上でございます。

7 ページをご覧ください。「第 2 一般状況」の「1 会員等の状況」の「(2) 被保険者数」は令和 5 年 3 月末から約 1 万 8 千人減の約 41 万人と、対前年比 4.31% 減となっております。本年 10 月から短時間労働者の社会保険適用拡大で、適用拡大の企業規模が 101 人以上から 51 人以上となり、更に被保険者数の減少が見込まれ、理事長のご挨拶でもございましたが、厚労省の懇談会では企業規模撤廃と、財務省の審議会では生活保護受給者の国保加入が議論をされており、動向を注視していくたいと考えております。

19 ページをご覧ください。「6 国民健康保険事業改善強化運動の推進」でございます。

「(1) 国保制度改善強化全国大会」は、国保制度の基盤強化、財政強化など制度改善を目的に、地方 6 団体と全国国保組合協会と共に毎年開催され、昨年度は 11 月 13 日に開催の 12 項目を決議し、大会終了後、衆参合わせ 14 名の県選出国会議員に陳情、要請を行いました。

20 ページをご覧ください。「第 3 事業実施状況」は、今ほどご説明いたしました重点事項を含む実施事業の詳細でございます。実績等を 35 ページまで記載してございますが、お時間の都合で

説明は割愛させていただきます。

以上、簡単ではございますが、「令和5年度事業報告(案)について」説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明がありました、議決事項(1)につきまして、何かご意見ご質問等がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようあります。それでは、議決事項(1)「令和5年度事業報告(案)について」につきまして、ご承認いただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。それでは原案のとおり承認すべきものと決定し、通常総会に提出いたします。

議決事項(2)「令和5年度各会計歳入歳出決算(案)について」、並びに議決事項(3)「令和5年度財産目録(案)について」事務局の説明を求めます。

なお、先般、監事の方から監査をしていただいておりますが、本日は、監事の方がご都合により欠席されておりますので、事務局から監査報告も兼ねてお願ひいたします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(2)「令和5年度各会計歳入歳出決算(案)について」ご説明いたします。総会議案の決算書は資料No.6でございますが、補足資料といたしまして、要約した資料No.8でご説明をさせていただきます。

資料No.8の1ページをお開き下さい。「令和5年度決算総括表」です。

本会会計が①一般会計と②～⑦の6つの特別会計で構成していることをお示しし、2ページ右側には各会計の事業内容と主な財源を記載してございます。

②の診療報酬審査支払特別会計から⑥の特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計には、各会計の事務経費を計上する業務勘定と、診療報酬・介護給付費等を支払う支払勘定があり、支払勘定は、診療報酬・介護給付費など保険者さんからいただいた金額を全額、医療機関・介護事業所等へ支払う受払勘定、いわゆるトンネル勘定でございますので、基本的に収支差引残額は生じない勘定でございますが、②診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療支払勘定に、2万4千円ほど差引残ございます。これは一部の公費で国から概算交付され、残額全額を翌年度に繰り越し、国に返還するため差引残が出ております。

3ページをお開き下さい。今ほどの総括表を、事務経費を計上いたします業務勘定と、診療報酬等を計上する支払勘定に分けて記載してございますが、本会会計がほぼ支払勘定であることを

お示しするものでございます。

4 ページをご覧下さい。本会の「積立資産一覧」です。厚労省通知に基づき、法人税法上の取扱いにより積み立てが認められた積立資産額は、令和 6 年 3 月 31 日現在高は約 24 億円でございます。各資産にはそれぞれ積立上限が定められ、財政調整基金積立資産と ICT 等積立資産は記載の通り「洗替方式資産」でございまして、当該年度積立額を翌年度全額取り崩し、上限内の額を新たに積み立てこととなっております。財政調整基金積立資産は当該年度手数料収入の 10 分の 1 以内、ICT 等積立資産では 10 分の 3 以内とされておりますが、毎年度積み増しができるものではなく、常に当該年度手数料収入の限度額の範囲でございます。

5 ページをお開きください。「各会計の決算状況」をご説明いたします。

表の見方は、左欄から「会計名」「予算現額」、上段が「収入済額」、下段は「支出済額」、続いて「予算現額との比較」で上段は「収入」、下段は「支出」、次ページは「収入、支出毎の執行率」、「収入支出差引残」は形式収支額で、その下は実質収支から前年度実質収支を差し引いた「単年度収支」でございます。その右欄は「予算額と決算額の比較・過不足の主な要因又は取扱状況」でございます。

なお、各会計の支払勘定では収入支出差引残は基本的に生じませんので、説明は省略させていただきます。

はじめに「一般会計」でございます。一般会計は保険者さんから会費として頂戴しております第一種負担金が主な財源で、会務運営費、保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上する会計でございます。

「予算現額」約 5 億 5,300 万円、「収入済額」約 5 億 4,100 万円、「支出済額」約 3 億 3,500 万円で、「予算現額との比較」は、上段は「予算現額と収入済額との差額」マイナス約 1,200 万円、下段「予算現額と支出済額の差額」が約 2 億 1,800 万円で、その右欄「収入支出差引残」、いわゆる形式収支でございます約 2 億 500 万円は、全額翌年度へ繰り越しをさせていただくものでございます。

その欄の下の「単年度収支」は、令和 5 年度実質収支から前年度の令和 4 年度実質収支を差し引いた金額、つまり令和 5 年度だけの収支状況を示すもので、約 6,300 万円の収支赤字でございます。後ほどご説明いたします後期高齢者医療事業関係業務特別会計への 9,600 万円の繰り出しが原因でございます。

5 年度は収支赤字で、主財源の「第一種負担金」収入は、被保険者数減少で今後も減収が続くと予測されておりますが、当該繰越金を充当しながら 6 年度以降も運営して参ります。

一番右欄の「予算額と決算額の比較・過不足の主な要因又は取扱状況」は、その会計で額が大きいものにアンダーラインを引いておりますので、主にその説明となります。歳入の「繰入金」では、システム改修が不要となり、それに伴いまして減価償却引当資産への繰入金が 1,400 万円減となったものです。歳出の「事業費」の「保健事業費」では、システム改修が不要となったことにより委託料が 1,400 万円残となり、予備費充当不要による 1 億 6,000 万円残は「収入支出差引残」の大半を占めております。

なお、本会会計の予備費は他会計でも予算残が多く、これにより収入支出差引額、つまり翌年度繰越金も多くなります。これは先ほどご説明いたしました、積立金の仕組みによるものでございますので、少し説明をさせていただきます。

本会積立金は、厚生労働省通知によりその種類と積立上限が限定され、当該年度で上限額を

超えない範囲で積み立てをし、その残額が収入支出差引残となります。この額を翌年度に繰り越し、翌年度予算の歳入で「繰越金」、歳出でほぼ「予備費」等として計上しているのが本会会計の特徴で、予備費の予算計上額が大きくなり、大きな予備費の予算残額も継続的に存在しております。先ほどの事業報告でご説明しましたが、この繰越金充当により、これまで手数料を据え置きとしてこられた要因でもございます。

続きまして、下段の「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。この会計は国保の「診療報酬審査支払業務」「共同事務処理」等の事務費勘定で、主な財源は、保険者さんからいただきレセプトの審査支払手数料、共同電算処理手数料等でございます。

「予算現額」約 19 億 4,900 万円、「収入済額」約 17 億 2,200 万円、「支出済額」約 14 億 5,200 万円、「収入支出差引残」約 2 億 6,900 万円を全額繰り越しをさせていただきます。「単年度収支」は約 4,700 万円の収支赤字でございました。

「予算・決算比較・要因等」では、歳入の「手数料」の「新型コロナワクチン接種事務費」は、取扱い件数見込み過大により約 3,200 万円減。「繰入金」の「積立金繰入金」の減の約 7,200 万円は、システム開発費用減額等により減価償却積立資産繰入金が減額となったこと。「諸収入」の約 8,300 万円減は、医療機関を介さない保険者間の不当利得の調整である「保険者間調整療養費」の見込み過大によるものでございます。

歳出での「総務費」の「一般管理費」約 4,700 万円残は、従事者数減と育児休業者が生じたことによる人件費等の残で、「諸支出金」の 8,300 万円残は「保険者間調整療養費」の見込み過大によるものです。「予備費」は充当不要により約 2 億 3,400 万円残でした。

7 ページをお開きください。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

この会計は、後期高齢者医療の「診療報酬審査支払業務」、「広域連合からの受託業務」の事務費勘定で、主な財源は広域連合さんからいただきレセプトの「審査支払手数料」「代行等共同電算処理手数料」等でございます。

「予算現額」約 14 億 8,200 万円、「収入済額」約 13 億 8,300 万円、「支出済額」約 13 億 2,100 万円、「収入支出差引残」約 6,100 万円は全額翌年度に繰り越しをさせていただきます。「単年度収支」は 0 円でございました。

後期高齢者会計は、ここ数年赤字基調で繰越金が少ない状況でございまして、年度初めの各種支払に現金が 5 千万円から 6 千万円必要であることから、令和 6 年度当初の資金確保のため、一般会計から 9,600 万円繰り入れることで、約 6,100 万円を収支差引残額として翌年度へ繰り越し、支払資金を確保した結果、「単年度収支」0 円となりました。

「予算・決算比較」におきまして、歳入での「手数料」約 1,500 万円減は、レセプト二次点検件数の減と通知書作成枚数の見込み過大によるもので、「繰入金」の「積立金繰入金」の減は、前年度の「財政調整資金積立資産」が年度当初の資金確保のため、満額積めず減額だったことによるものでございます。

歳出での「総務費」の「一般管理費」約 3,700 万円残は、育児休業者が生じたことによる人件費等の残で、「共同電算処理管理費」約 2,100 万円残は、システム改修が不要となったことによる委託料の残。「共同事業管理費」約 2,000 万円残は、二次点検件数減と通知書作成枚数の減によるものでございます。「予備費」は充当不要により約 5,300 万円残でございました。

続きまして「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 4 億 400 万円に対し、「収入済額」約 4 億 300 万円、「支出済額」約 2 億 7,200 万円、「収入支出差引残」約 1 億 3,100 万円は全額翌年度へ繰り越しさせていただき、「単年度収支」は約 620 万円の収支黒字でございました。

「予算・決算の比較」でございますが、歳出での「総務費」の「一般管理費」約 1,700 万円残は、システム改修が不要となったことと、備品購入が不要であったことによるものです。「予備費」は充当不要により約 1 億 100 万円残でございました。

9 ページをお開き下さい。続きまして「障害者総合支援法関係業務等特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 8,100 万円に対し、「収入済額」約 8,000 万円、「支出済額」約 6,900 万円で、「収入支出差引残」約 1,000 万円は翌年度全額繰り越しさせていただきます。「単年度収支」は 210 万円の収支黒字でございました。

続きまして、「特定健診診査・特定保健指導等事業特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 1 億 4,900 万円に対し、「収入済額」「支出済額」とも約 1 億 3,300 万円で、「収入支出差引残額」「単年度収支」とともに 0 円でございます。この会計は毎年赤字会計で繰越金もなく、一般会計より不足分を繰り入れて運営しており収支同額で、令和 5 年度は約 2,400 万円繰り入れしております。

最後の「役職員退職手当特別会計」は、役職員の退職手当金に係る積立及び支給する会計で、「収入支出差引残」「単年度収支」はございません。

以上、ご説明しなかった各会計支払勘定を含めた令和 5 年度決算額合計は、一番下段の合計額をご覧ください。「予算現額」7,445 億 7,261 万 9,000 円に対しまして、記載の「収入済額」「支出済額」を差し引いた「収支差引残額」 6 億 7,836 万 4,257 円を全額翌年度に繰り越しをさせていただきます。なお、「単年度収支」は 1 億 214 万 2,344 円の減額となっております。

続きまして、議決事項(3)「令和 5 年度財産目録(案)について」ご説明します。資料 No.7 の 1 ページをお開き下さい。

表の一番下段の合計額をご覧下さい。令和 4 年度末残高 25 億 7,169 万 3,928 円に対し、記載の積み立て、取り崩しの増減により、前年度比較で約 1 億 5,965 万円減の 24 億 1,203 万 8,327 円が令和 5 年度末現在高となります。減額の理由は、国保中央会へ国保総合システム開発分担金として取り崩し、支払いを行ったことの影響でございます。なお、当該積立資産の管理運営は、第四北越銀行本店と県庁支店、及び大光銀行近江支店の 2 行に預け入れし、記載の金額を管理しております。

続きまして、監事の皆様がご欠席されておりますので、私から監事の皆様からの監査結果をご報告させていただきます。資料 No.9-1 の 1 ページをお開きください。

国民健康保険施行令第 23 条第 1 項の規定により審査に付された、令和 5 年度における本会の事業執行状況、以下、会計歳入歳出決算並びに財産管理状況について、監事であります磯田長岡市長さん、関口十日町市長さん、加藤関川村長さんより、関係帳簿等の監査をしていただき、いずれも適正に処理されていることを認めていただきましたことをご報告いたします。

以上で説明を終わります。

【議長 二階堂理事長】

次に、事務局から「会計検査の報告」、並びに「令和 5 年度決算における実費弁償判定結果に

ついて」報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

「会計検査報告」でございます。資料No.9-1 の 2 ページをご覧下さい。

令和 5 年度財務諸表について、令和 6 年 6 月 6 日、「税理士法人 小川会計」から会計検査を行っていただき、財政状態、決算状況を適正に表示していると認められたことをご報告いたします。

続きまして、「令和 5 年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明いたします。

資料No.9-2 の 1 ページをお開き下さい。最初に実費弁償判定についてご説明いたします。

一つ目の○になりますが、国保連合会は法人税法上の公益法人に位置付けられ、保険者からの委託により行う審査支払業務は収益事業に該当し、剩余が生じた場合は法人税課税対象となります。

上段の四角囲みになりますが、保険者からの委託を受けて実施する「審査支払業務等に係る手数料収入が、必要な費用、実費を超えたか否かの判定」が実費弁償方式による判定となります。法人税法上の取扱いにより会計年度単位での剩余额を判定するものでございます。

判定結果として 5 つの収益事業会計で剩余が生じた場合は、国の通知に基づき翌年度保険者から頂戴する手数料から控除し、実費弁償判定結果を税務署に届け出ることにより法人税が非課税とされます。

令和 5 年度実費弁償判定結果は 2 ページに記載しております。

5 つの収益事業会計の①欄「単式会計当期決算収支差引残額」は、先ほど 5 年度決算でご説明いたしました各会計収支差引残高で、その右の②欄「前期繰越額」は、収支差引残額に含まれております前年度からの繰越額で、①から②を引くことで③欄の単式会計の実質収支となります。③の額に対し、④～⑦の複式簿記上の考え方、法人税法の取り決めに基づく加算・減算により最終的な⑧実費弁償判定となります。令和 5 年度決算での実費弁償判定の結果、収益事業 5 会計分の合計額がマイナスで剩余は生じなかったので、来年の手数料から控除はないこと、併せて当該判定結果を新潟税務署へ提出することをご報告いたします。なお、当該判定は、外部検査を依頼している税理士法人小川会計からも検査を受け、適正である旨の報告をいただいております。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局の説明と監査報告がありましたら、何か皆様の方でご意見ご質問等ございましたら発言を願います。

(新潟県建築国保組合 佐藤理事より挙手あり)

【新潟県建築国保組合 佐藤理事】

皆さんも予算や総会がある中で、大事な会計監事 3 名全員が欠席とはどういうことですか。緊急時とかであればわかりますけれども、監査というのは相当危機感をもってやらないといけない時代になっているはずです。

今回の理事会も、出席が 8 名、欠席 11 名で、結局のところ半数以上が欠席していますよね。

今、保険事業が厳しい時代になっているのだから、もっと危機感をもってやらないといけないでし

よう。場合によっては、任命を取り消して、別のメンバーを入れればいいじゃないですか。予算とか決算といえば一番大事な時なはずですよ。もっと危機感を持ってやってもらいたい。

【議長 二階堂理事長】

ありがとうございます。ご指摘のとおりだと思います。

ただ 理事の皆さん方も兼任のお仕事もございますので、なかなか全員が揃うということもできませんが、しかし、おっしゃるとおりだと思います。少なくとも監事の皆さん 3人がいなければ、事務局の方から 3人のうちどなたかに頼むとかね。出欠席について事務局は知っているだろうから、是非、その辺は配慮してやってください。

ただ、ご指摘いただいたけれども、メンバーの入れ替えというところまでは、少し様子を見てお時間をいただきたいと思います。おっしゃることは十分わかります。事務局もそのようにしてください。

【事務局 石井事務局長】

本日この日に設定いたしました、私ども事務局の努力が足りなかつたせいでございます。

出席していただけるよう努力していきたいと思いつので、よろしくお願ひいたします。

【議長 二階堂理事長】

只今、貴重なご意見をいただきました。それでは他に何かございませんでしょうか。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、議決事項の(2)「令和 5 年度各会計歳入歳出決算(案)について」、(3)「令和 5 年度財産目録(案)について」の 2 議題につきまして、ご承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。それでは、原案のとおり決定し、通常総会に提出をいたします。

次に、議決事項(4)「令和 6 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」 事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(4)「令和 6 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明いたします。

資料No.10 の 1 ページをお開き下さい。総括表にてご説明いたします。

一般会計を含む 6 会計、6 勘定で補正と債務負担行為をお願いするものでございます。

各会計とも補正内容は、令和 5 年度決算確定に伴う 5 年度予算の繰越金の増減、予備費の調整、同じく決算確定によります消費税の還付と概算額の確定、令和 6 年 10 月からの振込手数料の新たな負担「約 1,100 万円」と、郵便料金引き上げによる補正をお願いするものでございます。

2 ページをご覧ください。続きまして債務負担行為でございます。

これは「一般会計」と「全会計の業務勘定」における「財務会計システム電子決裁機能の導入業務」の「導入業務委託料」におきまして、令和 7 年度にテスト運用も兼ねた平行稼働を行うため、予算の裏付けとなる総額 215 万円の債務負担行為を定めるものであります。

補正予算の詳細については、5 ページ以降に記載しております事項別明細書をご覧下さい。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項(4)につきまして、何かご意見ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

ないようありますので、議決事項(4)令和 6 年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」につきまして、ご承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。よって、原案のとおり決定し、通常総会に提出いたします。

次に、議決事項(5)「第 156 回通常総会の開催日程(案)について」事務局説明してください。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(5)「第 156 回通常総会」の開催日程(案)でございます。資料No.11 の 1 ページをご覧下さい。

第 156 回通常総会を、7 月 30 日(火)午後 1 時 30 分から自治会館本館 2 階「201 会議室」において、本日ご審議いただいた案件についてご協議いただきたく、開催するものであります。

以上で説明を終わります。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から説明のありました、議決事項(5)につきまして、ご質問等がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

ご質問等ないようあります。それでは、議決事項(5)「第 156 回通常総会の開催日程(案)について」につきまして、原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしの声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定をいたします。

先ほどのご意見もありますので、なるべく出席については事務局からしっかりと確認するように、また、出席依頼をしてください。

【事務局 石井事務局長】

承知いたしました。

【議長 二階堂理事長】

次に、議決事項(6)「副理事長の互選について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項(6)「副理事長の互選について」ご説明いたします。

資料No.12 の 1 ページをお開きください。副理事長の互選に係る本会規約をご説明いたします。

本会規約第 23 条にて「理事のうち、4 名を副理事長として理事がこれを互選する」と規定されておりますが、現在、副理事長 1 名が空席となっております。

1 ページに理事の定数 16 名のお名前を記載しておりますが、この 16 名の理事の中から、本日ご出席の皆様により互選していただくものでございます。

よろしくお願ひします。

【議長 二階堂理事長】

只今、事務局から副理事長の選任に関する規定等の説明がありましたけれども、皆様からご意見等ございましたら発言を願います。

(三条市 滝沢理事より挙手あり)

【三条市 滝沢理事】

これまでの副理事長の選任の経緯では、互選時におきまして、「市長会・町村会の会長又は副会長が選任されている」とお聞きしています。

渡辺佐渡市長さんは、現在、市長会の副会長のおひとりであり、私を含めた市長会の副会長 3 名の中でも、ご経験が最も豊富でございます。

また、渡辺佐渡市長さんは、元市の職員として医療保険制度の知識が豊富でありますことを踏まえまして、本日はご不在でいらっしゃいますけれども、渡辺佐渡市長さんを提案申し上げます。

【議長 二階堂理事長】

只今、滝沢理事さんからご提案をいただきましたが、只今の件につきまして、皆様方、何かご意見ありますか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしの声をいただいております。

それでは、副理事長を渡辺佐渡市長さんにお願いすることとし、本日は、渡辺市長さんがご不在ですので、事務局から理事会での互選の結果を伝え、ご承諾いただきましたら、改めて理事の皆様に報告するということでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 二階堂理事長】

異議なしと認めます。それでは、渡辺市長さんより、ご承諾いただきましたら、次の機会に一言、ご挨拶いただければと思います。

続きまして「その他」となりますが、「法人税法施行令等の一部改正について」事務局から説明をしてください。

【事務局 石井事務局長】

「法人税法施行令等の一部改正について」ご説明いたします。

資料No.13-1 の 1 ページをお開きください。

記載はございませんが、本事案につきましては、かねてから、国保中央会から厚生労働省に対し、審査支払事業等の公共性の高い事業について収益事業に該当しないこととし、課税対象からの除外を要望していたものでございます。

これを踏まえまして、要旨に記載のとおり、本年 4 月 1 日付で法人税法施行令等の一部改正によりまして、「国保連合会事業の法人税に関する取扱い」が改正されております。

主な改正内容は四角囲みの中にあるが、「本会業務のうち一定の要件に該当する業務を法人税法上の収益事業から除外する」、「収益事業が存在する場合は収益事業特別会計を新設すること」、「厚労省通知に基づく積立資産積立上限が撤廃され、積立額を各連合会で定めることが可能」、「積立には今年度分を含め積立資産積立計画を策定し、厚労省への提出が必要」となっております。

また、「非収益事業とされるには厚労大臣の証明が必要であること」、「収益会計の設置、規則改正、補正予算など理事会、総会で議決が必要であること」、「積立計画の提出には理事会、総会での承認を得てから厚労省へ提出すること」とされております。

しかしながら、現時点では詳細が示されておらず、本日の理事会やこの度の総会での議案提出ができない状況であります。

つきましては、下段に理由として記載ございますが、「①特別会計設置や補正を要する予算は、既に議決いただいている令和 6 年度当初予算内での所要の移管であること」、「②今年度積立計画も本年度当初予算でご了承いただいている積立額の予算の範囲内で計画する予定ですので、保険者さんへの影響を及ぼすものではないこと」、以上のことから、詳細等が示された後、理事長の専決処分により対処させていただき、来年 2 月の理事会、総会にて報告事項とさせていただくことをご承知おきいただきたいというお願いでございます。

以上で説明を終わります。ご理解のほどよろしくお願ひします。

【議長 二階堂理事長】

只今、説明のありました「その他」についてでありますけれども、何かご意見ご質問等がございましたら発言を願います。

(意見・質問等なし)

【議長 二階堂理事長】

特段ないようでありますので、そのように推し量っていきたいと思います。

以上をもちまして、本日、提出された議案の審議が全て終了いたしました。

折角の機会でございますので、皆様から他に何かございましたらお願ひします。

(新潟県建築国保組合 佐藤理事より挙手あり)

【新潟県建築国保組合 佐藤理事】

私どもも総会を開きましたが、これまで積立金が 14 億円あったところ、7 億円をきるような状況でした。積立金が半分も減ってしまったというところで、原因は様々ありますけれども、私どもとしても、来年 3 月の保険料の値上げを皆さんに説明しました。

また、厚労省の補助金も厳しくカットされてきてています。以前は、予算がつくとそのままもらえましたが、今は出来高払い・精算払いみたいな形ですので、予算がついたといって喜んではいられません。だから、事務局にも危機感を持って仕事をやらせてています。今回の決算総会では、事務局も頑張ってくれて、保険料を 100% 回収できたことは喜んでおります。

国は「マイナンバーを進めなさい」とは言いますけれども、実際には、特に官僚や役員でやっている方が少ないと思います。私どもも総会の時に達成率を聞いたところ 60%だということで、ホームページにも載せるのだから、なるべく 100%に近い組合員からやってもらうように、また、マイナ保険証の利用率によっては国のインセンティブの対象になるのでやっております。

結局、我々の保険料っていうのは命の第一番手ですから、事業をすると言つてもお金がないとできませんけれども、国に振り回されたりしてやっているものですから、来年は相当厳しいと思っています。

各団体もそうですけれども、結局は、人数が減ってきてているということが問題です。我々世代が辞めるとなると組合員が減ります。ですから役員は事務局に「組合員を増やすことを考えなさい。」「保険料について色々な勉強をして加入しやすい形でやりなさい。」と発破をかけていますけれども、結局、未納者が出るとやっていけません。やはり、「企業努力をして頑張ってくれ」ということでやっている状況です。

今は保険証が出ますから、保険証が出ていれば誰が未納しているかだいたいわかりますが、マイナンバー制になると、未納者を探すことはなかなか大変です。そういうことを厚労省の会議で厚労省の課長に「マイナンバーはいいけれども、滞納した場合どうやって探すのですか。」と聞いたところ、「それは何とも言えないです。」と逃げの口上でした。結局、保険料の滞納が増えてくると大切な事業もやりにくくなっています。国がある程度、指導なり、様々な壁があるということを先に言つ

てくれればいいですが、そうじゃないから、みんな我々のように事業をやっている人が困っています。

国保と言うのは一生やっていかなきやいけませんから、こういう団体も国なり県なりを呼んで、訴えていくことが大事じゃないかなと考えていますので、よろしくお願ひします。

【議長 二階堂理事長】

貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

やはりいざれにせよ、一番の根本は人口減少なんだろうと思っております。人口が右肩上がりになっていくことに沿って、全ての日本の制度の仕組みはできているということではあります、その根本が崩れてきたということですから。

とりわけ、いろんな業種にこの大きな問題ははらんでいますけれども、福祉関係には人口減少というものが一番響くと言いましょうか。そう意味では大変なんだろうと思っています。

だからといって、これを急遽、人口右肩上がりにもつていこうなんてできないわけでありますので、改めて我々もしっかりとこの問題を頭の中に入れて、運営していきたいと思っております。

それからマイナンバーの関係についてもおっしゃる通りです。まずは「隗より始めよ」ですから、私ども市職員に対して「まず市民にお願いする前に自分たちがやるよう」と、「自分たちがやっていないことをどうして市民にお願いできるんだ」ということで、声をあげています。それでもなかなか 100%は無理としても、そういう小さな地道なことをやっていって、今、佐藤さんの言うような小さな団体の皆さん方も頑張っていらっしゃるわけですから、我々市町村の単位でもしっかりとやって、また、国にも声をあげていきましょう。しづ寄せは市町村に来るんですよね。そういう意味で、声だけはしっかりとあげていこうじゃありませんか。

他にご意見等ございませんか。

(刈羽村 品田副理事長より挙手あり)

【刈羽村 品田副理事長】

今日の審議事項の中に、國の方針でクラウド化云々だと、色々 ICT を進めようということによつてコストが上がりましたという協議がありますよね。おそらく ICT を進めるということは、そういう意味で使うんじゃないんだと思うんですよ。

コストはあががつても、それに見合うベネフィットがあるとするならそれもいいでしょうけれども、そういう説明できます? ただ単に IT 化を進めたらコストが増えましたと、ガバメントクラウドもそういう議論にこれから入ってくると思うんですけど、説明できますか?

【事務局 石井事務局長】

これにつきましては私どもも問題視しております、やはり一番経費が掛かるのはクラウドの利用料が一番高い、運用費が高いということになります。ですので、やはりクラウド会社がいわゆる全て外資系、具体的にはアメリカの会社になるんですけれども、そちらの利用料が高い。それが全てだと思います。そちらの契約も、やはり為替が影響しますので、運用費が高いということになります。

今、厚労省・デジタル庁・支払基金・国保中央会で、いかに運用費を下げるか、そこに今、議論が集中しているところです。

【刈羽村 品田副理事長】

今、佐藤さんが話したマイナンバーカード。デジタル化ですよね。そういうことをどんどん進めていって、どうもどんどんやりづらくなっている気がするんですよ。やりづらくなっているところに、カードを持っている人、まだカードを持っていない人、そういうたらちはぐもあれば、コストがかかり始めましたよね。どうも国が言っていることと違って、さっき理事長もおっしゃいましたけれども、しわ寄せがみんな政府以外のところにいくような感じですよね。

我々も、為替レートが 100 円をきれば今までと比べてコストが下がるんだみたいな説明を聞かないと安心していられない感じがしますよね。

感想を述べました。

【議長 二階堂理事長】

ありがとうございました。

(新潟県建築国保組合 佐藤理事より挙手あり)

【新潟県建築国保組合 佐藤理事】

品田村長が言ったことに関して、私どもも毎年一年かけてシステム化をしています。またそういうデータを厚労省が紐づけしていて、2.3 社から見積もりを取って入札をさせてもいいのに、厚労省とくつついでいるかわかりませんが1社に指定されています。今回も事務局から改正の話がありまして、「それに金は出るのか」と聞きましたところ、「100%は出ないけれども 80%ぐらいは出る」とのことでした。結局、組合の負担になるのですから、システム化もいいけれども、時代とともにそうなるけれども、やっぱりそれに対しては補助金をある程度出してもらわないといつても困るということを我々も感じています。

【議長 二階堂理事長】

それぞれ貴重なご意見をいただきました。

156 回総会をまた皆さん方としっかりと、メンバーにご報告をし、ご承認いただけるように、皆さん方にまた各段のご協力をいただけるようお願いをして、今日の理事会は閉じたいと思います。

事務局にマイクを返します。

閉会

閉会 午後 2 時 30 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 6 年 8 月 27 日

議長

二階堂 韶



令和 6 年 9 月 3 日

署名理事

櫻井 稔浩



令和 6 年 9 月 11 日

署名理事

田邊 正幸

